

# 久間発言の背景と核兵器廃絶運動

中尾元重

## 1. 久間発言と関連する発言

憲法施行60年を迎える今年1月に防衛庁が「昇格」して防衛省が発足し、その初代防衛大臣に任命された自民党の久間章生氏が、6月30日、千葉県柏市の麗澤大学の講演でアメリカの原爆投下について、「『あれで戦争が終わったんだ』という頭の整理で今しようがないなと思っている」と発言しました。この発言は被爆者をはじめ多くの国民の怒りを浴び、久間防衛大臣は7月3日辞任に追い込まれました。

偶然とはいえ、久間氏辞任の日にアメリカ政府の核不拡散問題特使をしているロバート・ジョセフ前国務次官が、久間氏に呼応するような発言をしています。ロバート・ジョセフ氏は「原爆の使用が連合国側の万単位の人命だけでなく何百万人もの日本人の命を救ったという点では、ほとんどの歴史家の見解は一致する」と述べたのです。

ジョセフ氏の主張は、当時のトルーマン大統領やバーンズ国務長官、スチムソン陸軍長官らが意識的に作り上げた「原爆投下正当論＝原爆神話」そのものであり、決して歴史家の間で一致しているわけではありませんが、今もアメリカ国内の世論として根強く生き続けている見解です。

核兵器とその使用は、どのような理由があろうと地球上にあってはならないものです。しかしこのアメリカの「原爆神話」は唯一の被爆国日本にある種のプリズム（日米軍事同盟）を通して投影し、特に支配権力とその周辺に消しがたい母斑を刻印していることを否定することができません。かつて戦後30年の1975年10月、昭和天皇が訪米後の記者会見で原爆投下について聞かれ、「こういう戦争中であることですから、どうも、広島市民に対しては気の毒であるが、やむを得ないことと私は思っています。」と述べて、最高の戦争犯罪人の「骨の髄」を臆面もなく示したのもその一例です。久間発言は、それから30年以上経過してもなお、原爆投下をやむを得ないこととし、その犯罪性を告発できない政権中枢の抜きがたい対米従属ぶりの発露です。久間氏自身の「語彙のないせい」という言い逃れですまされる問題では決してありません。

以下、久間発言を生み出す土壌となっている政治と外交のよく知られた問題を抜粋し、備忘録風に簡記しておきたいと思います。

## 2. 久間発言の背景—その1 核兵器保有に関する政府の憲法解釈と閣僚の発言

戦後の日本が実質的に米軍の占領支配下にあった期間は、サンフランシスコ講和条約の批准直後にトカラ列島の管轄権が返還されたことを含めて、本土が同条約発効（1952年）までの7年間、奄美群島が1953年までの8年間、小笠原諸島が1968年までの23年間、そして沖縄は実に1972年までの27年間でした。

この間、出口の見えない冷戦のもとで激しい核軍拡競争が進み、沖縄返還の年には米ソ

など5大国の核兵器が44,000発にもなり、アメリカは約27,000発の相当部分を1950年のイギリスを皮切りに海外に配備していました。

解禁されたアメリカの文書によると、日本への持ち込みも1954年7月の沖縄から始まり、旧安保条約の下で岩国など13ヵ所の米軍基地に貯蔵・配備されました。その他に小笠原諸島の父島にも完成核兵器が配備されていたことが分かっています。

このような状況の下で、早くも1955年3月、「アメリカの核兵器の持ち込み・貯蔵を容認する」と発表した鳩山一郎首相が、前年のビキニ事件以後沸き起こった原水爆禁止署名運動の猛烈な抗議を受けています。これを取り繕うために重光外相がありもしないアリソン駐日米大使との「重光・アリソン口頭了解」なるものを持ち出して、「核持ち込みは日本の承諾が前提になっている」というウソの答弁をしたため、アメリカ政府からきつい抗議を受けるといふ騒ぎがありました。

ついでA級戦犯として訴追された岸信介氏が、首班指名を受けたばかりの1957年5月、参議院内閣委員会で核兵器の保持と使用を認める次のような答弁を行っています。

「防御を全うするためには…たとえ単に核兵器といわれたから、これはもう一切いけないのだというふうに解釈することは憲法の解釈としては適当でない。」

岸内閣総理大臣はさらに翌1958年4月、同じ参議院内閣委員会で

「自衛権の裏付けのための必要最小限の力…の範囲内における核兵器というものは…あり得る。」

と述べて、これがその後の政府統一見解の基礎となりました。

この見解が1978年3月、真田法制局長官によって次のように定式化され、今日に及んでなお政府の憲法解釈とされているのです。

「自衛のための最小限度の実力を保持することは憲法第9条第2項によって禁止されておらず、したがって右の限度の範囲内にとどまるものである限り核兵器であると通常兵器であるとを問わず、これを保有することは同項の禁ずるところではない。」

○ ○

久間防衛庁長官を任命した安倍首相も、この憲法解釈を踏襲していることは言うまでもありません。安倍首相は官房副長官であった2002年5月、早稲田大学でオフレコを条件に講演し、現憲法下でも、政府の政策判断しだいで、被爆国である日本が核兵器の保有・使用に踏み込めると次のように主張しているのです。

「憲法上は原子爆弾だって問題ではないですからね、憲法上は。小型であればですね」「日本は非核の原則がありますからやりませんが、戦術核を使うということは60（昭和35）年の岸（信介）総理答弁で、違憲ではない、という答弁がされています。それは違憲ではないのですが、日本人はちょっとそこを誤解しているのです。」「サンデー毎日」（02年6月2日号）

この発言に触発されてその時の福田康夫官房長官は非核3原則の見直しにまで触れる発

言をし、国会で厳しく追及されました。

「最近では憲法も改正しようというぐらいになっているから、国際情勢（の変化）や国民が持つべきだっていうことになれば、非核3原則も変わることもあるかもしれない（括弧は筆者の補注）。」（02年5月31日・記者懇談）

小泉内閣の「大番頭」「子番頭」に打ちそろってこのようなことを言わせたのは、その年の初めにブッシュ政権が先制核攻撃戦力を改めて強調した「核態勢見直し報告」（NPR）を公表したことと無縁とは言えないでしょう。

○ ○

ところで、2003年11月の総選挙で毎日新聞が実施したアンケートによると、現閣僚のうち、安倍晋三首相、麻生太郎外相、長勢甚遠法相、山本有二金融担当相、それに久間氏の後任に任命された小池百合子防衛相の5人、副大臣では、岩屋毅外務副大臣、山本拓農水副大臣（以上自民）、池坊保子文科副大臣（公明）が「国際情勢によっては核武装を検討すべきだ」と回答しています。

「原爆はしょうがない」と言った久間氏に替えて「核武装論者」の小池百合子氏を任命する安倍政権の病根の深さは、およそ救いがたいと言うべきではありませんか。2006年10月、北朝鮮が核実験を実施し国際的に厳しい非難を浴びた時、発足直後の安倍政権の中から、いち早く中川自民党政調会長や麻生外相が「核武装論議」を期待する発言を行ったのは不思議でも何でもないことなのです。

地球上に現存する27,000発の核兵器のうち、11,530発が即応態勢に置かれる（『軍備・軍縮年鑑2007年版』：ストックホルム国際平和研究所）という中で起きた、北朝鮮の核実験とそれに対する異常な日本政府要人の反応は、国際的にも大きな反響を呼び起こし、地球温暖化の進行という要素も加わって核問題専門誌「Bulletin of the Atomic Scientists」の表紙に掲載されている核破局までの時間を示す終末時計の長針が、7分前から5分前に進められました。この終末時計の表示は60年前の1947年に7分前を表示して始まり、人類の絶滅につながる核戦争の危機を象徴的に警告し続けてきましたが、今年1月、18回目に動かされた時計の針は、「われわれは第2の核時代の瀬戸際に立っている」として60年前よりさらに核戦争の危険度が強くなったことを世界に印象づけるものとなりました。

### 3. 久間発言の背景その2 非核3原則と核持ち込みの密約について

よく知られているように、日本は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核3原則を国是として掲げる国です。

非核3原則は1967年12月、佐藤栄作首相が最初に国会で表明し、1971年11月、沖縄返還協定の強行採決に際し、審議拒否を続けていた公明・民社両党が取引条件として提案した「非核兵器並びに沖縄米軍基地縮小に関する決議」が、付帯決議として衆議院で採択されたことによって国是となったものです。

この原則は、定式化こそ後になりましたが、ビキニ水爆事件後の1950年代に、堰を切ったように起こった反核署名運動が原水爆禁止世界大会を初めて立ち上げ、日本原水協の組織をつくり上げた中で、いわば国論としてすでに深く築かれていました。被爆国民として当然の要求であるだけに政府の核政策を縛る力に転化しましたが、しかし、確立した国是として世界に誇ることができるかという、決してそうではありません。私たちは幻想を持ってはなりません。「美しい」言葉に酔うほどコトは単純ではないのです。

問題は第3原則「持ち込ませない」にあります。

○ ○

サンフランシスコ講和条約による占領の終結と同条約で失った沖縄・小笠原などの施政権の返還は、先に述べたように4次にわたって実行されました。占領の第2次終結となる1953年12月の奄美群島返還協定では、すでに日本への核持ち込みが始まっていた状況を考慮して日米合同委員会の「秘密議事録」が結ばれています。返還後も「緊急時の追加的な施設と区域の提供」を求められて、日本政府が「迅速かつ好意的」に対応することを密約しているのです。

その後も戦後史の決定的通過点で少なくとも3度に及ぶ密約が交わされました。詳細は避けませんが、思い起こしていただきたいのです。

1960年1月の新日米安保条約調印に先立ち、有事核持ち込みを許す密約「討論記録」に日米が署名しました。

1968年4月、小笠原諸島返還協定にともない、緊急時に核兵器の貯蔵を認める密約「会話記録」が結ばれました。

1969年11月、佐藤首相とニクソン大統領が1972年の沖縄返還に合意し、アメリカの国家安全保障会議(NSC)の対日政策に沿った極秘の合意議事録に署名しました。

このトップシークレット「国家安全保障会議決定メモランダム」(NSDM)13(1969年5月)には、沖縄返還について大要以下のように記されていました。

- ① 次のことを条件に72年返還に同意する。
- ② 基地を — 特に朝鮮、台湾、ベトナムに対して — 最大限自由に使用できること。
- ③ 核兵器は置きたいが、撤去するには緊急時の持ち込み・通過が保持されること。

○ ○

佐藤首相はこのような密約を自ら極秘のうちに交わしておきながら、表舞台ではニクソン大統領と共同声明を発表し「核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明し」「大統領は深い理解を示し…沖縄の返還を日本政府の政策に背馳しないよう実施する旨を総理大臣に確約した」と大見得を切ったのです。

非核3原則は、このような核持ち込みの秘密合意の上に成り立っています。「持ち込ませず」は空文そのもので、アメリカの核持ち込みを覆い隠す「イチジクの葉」でしかありません。だから2・5原則と批判されてきました。これを指摘されるたびに歴代政権は「密約などは存在しない」「非核3原則は堅持する」と言い続けています。この二枚舌を改めら

れない政権中枢に、核兵器絶対否定の態度など最初から取れるはずはないのです。

しかし事実ほど雄弁なものはありません。核密約の存在と核持ち込みの実態については、アメリカ側からの多くの証言や報道、公文書で裏付けられているほか、日本の研究者などの調査で入手した米政府・軍部の資料でも立証されています。これらについても詳細に踏み込む余裕はありませんが、1971年のダニエル・エルズバーグ元国防総省職員、1974年のラロック元海軍少将、1981年のライシャワー元駐日大使などの証言のほか、1987年には日本共産党の訪米調査団が、核兵器持ち込みの事実を裏付ける1960年安保改定にともなう密約文書をアメリカの解禁外交文書から発見し、不破委員長（当時）が2000年の3月から、国会史上初めて質問し、政府を追及しました。また1994年には、沖縄返還交渉で密使として動いた若泉敬氏が、返還後の沖縄への核持ち込みを認める日米交渉の全過程と秘密合意議事録を公刊するなど、事例は事欠かないほど多く存在します。

#### 4. 久間発言の背景その3 「国是」としての「核の傘」

周知のように、アメリカの核兵器と核攻撃態勢（核抑止力）に依存して日本の安全保障を図る状態を、一般的にアメリカの「核の傘」の下にあると呼んでいます。

非核3原則も、以上見たようにアメリカの核攻撃戦略を保障する限りでしか機能することができず、初めから「核の傘」のうちの政策でしかありませんでした。実は、佐藤首相は国会で非核3原則を提起した後、直ちにこれを国会決議とすることに強い難色を示し、1968年1月になっていわゆる「核4政策」を打ち出すのです。それは、

- ①非核3原則 ②核軍縮の努力 ③アメリカの核抑止力への依存
- ④核エネルギーの平和利用

というもので、非核3原則はその独立性を奪われ、アメリカの核抑止力への依存（核の傘）とセットにされた一政策に過ぎないとされました。佐藤首相はこの政策提示の後、同年3月、衆議院予算委員会で「アメリカの核の抑止力、これは必要なんだ、かように考えております。」と答えています。

○ ○

非核3原則を国民向けに強調しながら、それを真っ向から掘り崩す「核の傘」への依存が日本の防衛方針の「国是」となり、最優先課題となっています。この二重基準のため、非核証明のない艦船の入港を拒否する「非核神戸方式」に対する国の圧力も衰えそうありません。

閣議で決定される「防衛計画の大綱」は、これまで1976年、1995年、2004年の3回出されていますが、そのどの版にも「核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する」として日本がアメリカの「核の傘」にはいることを明記しています。特に1995年版は「核兵器のない世界を目指し…積極的な役割を果たしつつ、米国の抑止力に依存する」と全く矛盾することを並べて書く有様です。

1978年の「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)も「米国は核抑止力を維持する」とされ、1997年の新ガイドラインでも「米国はそのコミットメントを達成するため、核抑止力を維持する」とされてきていました。

その位置づけが2005年10月の日米合意文書「日米同盟：未来のための変革と再編」になると、「米国によって提供される核抑止力は、日本の防衛力を補完する不可欠のもの」と変わり、今年5月の日米安全保障協議員会の合意「同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展」でさらに「あらゆる種類の米国の軍事力(核・非核の打撃力)が、拡大抑止の中核を形成する」(下線は筆者)と述べるまでになりました。日本を舞台とする米核戦力の展開と発動こそ日本の安全の真の保障であると言うのです。今や「核の傘」はここまで危険な地点に来てしまっています。

## 5. 久間発言の背景その4 核軍縮に関する日本の外交

国民向けには非核3原則を堅持すると言い、アメリカとは核持ち込みの密約を交わして日本を核戦場の足場に提供するという二重基準は、外交の面でも大きな歪みをもたらさずには置きません。

1978年に開催された第1回国連軍縮特別総会に出席した園田外務大臣は、「わが国は核兵器を開発する能力を持ちながらも、あえてこれを持たず、作らず、持ち込ませず、という非核3原則を国是として堅持しております」と演説し、すでにアメリカの核兵器を受け入れている西ドイツや韓国、フィリピンなどとの違いを鮮明に印象づけました。しかし誇らしく披瀝したその原則を破り無効にする闇の取り極め—アメリカの核兵器の通過(transit)または立ち入り(entry)と持ち込み(introduction)を容認する密約—が一方に存在することは意識的に隠しとおし、日本に対する重大なミスリードを広げたのでした。

今年政府が発行した外交青書も「日本は核兵器を持たない国であり、世界的な核軍縮や不拡散のための取組を進めてきている」と述べ、いかにも日本の果たしている役割が大きいように描いています。しかし実際はどうでしょうか。

○ ○

日本政府は第16回国連総会(1961年)でエチオピアなどアジア・アフリカの国々に~~が~~提出した「核兵器とその使用禁止決議」に賛成しただけで、翌年からは「すべての核保有国が関与する、現実的で漸進的なものでなければならない」ことを理由に、「期限を切った」核廃絶交渉や核使用禁止決議に反対、棄権を繰り返してきました。例えば1978年第33回国連総会では「現在核兵器が存在していない国の領土に核兵器を配備しない決議」にさえ反対しています。

日本政府が国連加盟後、初めて単独で提案した決議は1994年の「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」でした。それから1999年まで「究極的核廃絶」決議を毎年提案し続けました。「究極的廃絶」(ultimate elimination)と言う意味は、アメリカの意を汲む外交的配慮を優先させたものであって、核兵器の廃絶を無限の彼方に先送りすることにはほ

かならないものでした。ところが2000年のNPT再検討会議で、アメリカが事前の連絡もなく突如として「究極的」の言葉を取り除くことに同意してしまったのです。驚いた日本は「二階に上がって梯子を外された」とくやしがり、以後国連総会に提出する決議案に「究極」の文字を使わないようになったいきさつがあります。しかし新提案決議でもアメリカの意向を伺う姿勢に変わりはなく、核兵器廃絶の「明確な約束」の実行もそのための交渉開始も求めないものになっているのです。

○ ○

被爆50年の1995年10月から核兵器の使用を裁く審理が、オランダのハーグにある国際司法裁判所（ICJ）で始まりました。国連史上初のこの法廷は、「核兵器の使用の違法性」をICJに宣言させる世界法廷運動が高まる中で1994年の国連総会が採択した「核兵器の威嚇と使用は国際法上許されるか、緊急に判断を求める」という決議を受けて開いたものです。審理の結果、1996年7月に大要「核兵器の威嚇または使用は、一般的に、国際法とりわけ人道の原則及び規則に反する」としながら、「国家の存亡にかかる自衛の下については核兵器の使用が合法か違法かの判断を出せない」という核保有国の意向を反映した勧告的意見を発表します。

この審理のため、日本からは政府代表と広島・長崎両市長がハーグに赴きました。出発に先立ち、日本政府は出廷することになった広島・長崎両市長と事前に連絡を取り、政府見解に従って陳述するよう圧力を加えています。両市長が日本政府の見解に反し「核兵器の威嚇と使用は国際法違反」と主張することがあらかじめ分かっていたからです。

日本政府とはいえば、国連第1委員会(平和・軍縮)でこの問題を提訴する動議に反対しただけでなく、国連総会での決議の採決に棄権し、ICJには核兵器使用を国際法違反と言わない陳述書を提出していました。政府の代表は国際法廷に立っても核兵器の使用は「人道主義の精神に反する」と陳述し、核保有国に対しては「核兵器の究極的廃絶に向けて一層の努力を」と訴えましたが、最も肝心の国際法に違反するかどうかについては遂に明確な態度を示さなかったのです。さらに陳述を終わるに当たって「この後に続く広島・長崎両市長の発言は、必ずしも政府の見解を表明するものではない」とわざわざ付け加えるという失態を演じました。これが国際舞台で注目された被爆国日本の、核兵器とその使用に対する政府の姿勢だったのです。

広島の平岡市長、長崎の伊藤市長は、このような政府の干渉にもめげずいずれも「核兵器の威嚇と使用は国際法違反」と明言し、十分に被爆者と日本国民の意思を判事たちに伝えたことは言うまでもありません。

(2007年7月30日)

【追記】この報告は、岡山県の平和行進の挨拶で、久間発言は政権の構造的な体質から来ていることを述べるために、急いでメモ風に整理し、「原水爆禁止2007年世界大会：岡山県代表団のしおり」に加筆収録したものです。本誌掲載にあたり、誤記の修正と最小限の補正をしました。